平成２１年（フ）第６９０号
大津市大萱１丁目１番４号　第一中谷ハイツ１階４号室、前住所大津市一里山２丁目15番15号　向陽ハイツ201号
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９４号
滋賀県栗東市坊袋173番地　津田ハイツ301
債務者　川崎　吉弘
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９５号
滋賀県栗東市坊袋173番地　津田ハイツ301
債務者　太田　勝子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０９号
滋賀県草津市上笠３丁目２番10号　プラザ上笠２－７号
債務者　安心院豊彦
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２９号
大津市比叡辻１丁目２番３号
債務者　三田　典子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４７号
滋賀県草津市若竹町10番18号　イースト若竹１－Ｂ号
債務者　池上　勇夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５１号
兵庫県姫路市町坪115番地２
債務者　岸上　秋男
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２２号
鳥取県倉吉市上米積809番地４　県営住宅高城第一団地９棟22号
債務者　福井亜紀子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２５３号
鳥取県米子市安倍740番地　くわもとアパート１号
債務者　常永　國惠
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５６号
鳥取県米子市永江570番地２　市住52Ｒ－１－202
債務者　内田　幸枝
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９８５号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目２番７－603号
債務者　大崎　賢一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８６号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目２番７－603号
債務者　大崎　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００１号
広島県安芸郡府中町千代４番１号
債務者　倉本建装こと　倉本　征侍
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４３号
広島県廿日市市峠90番地221
債務者　藏園　孝一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６８号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―1006号
債務者　今川　健治
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９５号
広島市佐伯区千同１丁目７番35－９号　103
債務者　長濱　伸二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１５号
広島県安芸郡府中町城ヶ丘１番12号
債務者　前土居深雪
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３号
広島県尾道市正徳町13番６号
債務者　笹井　福則
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係